

特定事業所集中減算に係る Q & A

Q1: 特定事業所集中減算の対象のサービスのうち、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は、全ての利用者に対して半年間減算となるのですか？

A1: 1つのサービスでも80%を超えていると、全ての利用者に対して半年間（減算適用期間）減算となります。

Q2: 作成した居宅サービス計画数を数えるのですか？居宅サービス計画を作成したが、入院等で全く実績が無かった場合の数え方は？また、給付管理が数ヶ月遅くなった場合の取扱いはどうなるのですか？

A2: 給付管理が行われた利用者の実績で数えます。全く利用が無かった場合はカウントしません。また、月遅れで介護報酬を請求したとしても、サービス提供月にカウントしてください。

Q3: 紹介率最高法人(最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人)が2法人以上同数となった場合はどうするのですか？

A3: 別添様式（判定様式）の該当サービスの箇所について複数枚作成するか、欄を工夫することにより、いずれの法人も記載してください。

Q4: 半年間の減算期間中に改善した(80%以下となった)場合、減算は中止されるのですか？

A4: 中止になりません。

Q5: 判定様式には80%を超えるサービスのみ記載するのですか？

A5: 80%を超える超えないにかかわらず、特定事業所集中減算の対象となるサービスについて、すべて記載してください。

Q6: 1人の利用者が、同一のサービスを複数の法人で利用している場合の計算方法は？

A6: サービスを位置付けた居宅サービス計画数（分母）は利用者1人につき1件、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）はそれぞれ1件でカウントします。

Q7: 正当な理由(4)の「利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことが分かる書類」について、具体的な書類の様式を示してほしい。

A7: 「利用者が適切にサービスを選択したことがわかる書面（参考例）」を参考に作成してください。

Q8: 正当な理由(5)の「休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合」の計算方法は？また、必要な書類は何か？

A8: 判定期間内において引継を受けた居宅サービス計画については、除外して計算します。

【例】 (減算の対象とならない場合)

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数 (引継分含む) : 100件
うち、紹介率最高法人を位置づけ計画数 (引継分含む) : 81件
当該居宅介護支援事業所が、休廃止した他の居宅介護支援事業所から、判定期間内に引継ぎを受けた分の訪問介護を位置づけた
居宅サービス計画数 : 10件
うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数 : 10件

紹介率は $81 \div 100 = 81\%$ となりますが、

→ 引継分を除いた紹介率は、

$(81 - 10) \div (100 - 10) = 71 \div 90 \div 78.89\%$ となり、

この場合は、引継ぎに伴い、紹介率が80%を超えたため、減算の対象となりません。